

平成31年第4回富山県教育委員会議事日程

3月19日（火）午後3時00分

教育委員会室

- 1 会議録の承認について
平成31年2月15日開催の平成31年第2回富山県教育委員会会議録の承認について

- 2 議決事項
議案第10号 富山県教育委員会行政組織規則一部改正の件
議案第11号 富山県教育職員免許状に関する規則一部改正の件

- 3 報告事項
 - (1) 第四次「富山県子ども読書活動推進計画」の概要
 - (2) 国重要文化財「石黒信由関係資料」の追加指定について
 - (3) 国の登録有形文化財（建造物）の登録について
 - (4) 平成31年度富山県立学校入学者選抜の受検状況・合格状況等について
 - (5) 高岡商業高等学校における平成31年度県立高等学校全日制の課程入学者選抜学力検査英語聞き取りテストの中止について
 - (6) 魚津市立小学校の設置及び廃止について

- 4 その他
今後の教育委員会等の日程について

- 5 議決事項
議案第12号 教育に関する事務の点検及び評価に係る学識経験者の委嘱の件
議案第13号 事務局職員の人事に関する件

議案第10号

富山県教育委員会行政組織規則一部改正の件

富山県教育委員会行政組織規則の一部を次のように改正する。

平成31年3月19日 提 出

富山県教育委員会

教 育 長 渋 谷 克 人

富山県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

富山県教育委員会行政組織規則（平成11年富山県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第9条第3号中「進路の指導」を「進路指導」に改める。

第10条第3号中「及び進路の指導」を「、進路指導及び教育相談（いじめ、不登校、児童虐待等に関するものを含む。）」に改め、同条中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 幼児教育に関すること（他の所掌に係るものを除く。）。

第15条の表富山県文化財保護審議会の項中「第190条第2項」を「第190条第3項」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

富山県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案要綱

教育企画課

項目	説明
<p>1 改正の趣旨、必要性等</p> <p>2 規則案の内容・他の規則等との関連</p>	<p>児童虐待への対応、幼児教育センターの設置及び文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定整備を行うもの</p> <p>1 改正内容</p> <p>(1) 児童虐待への対応に伴う改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校課の所掌事務に「教育相談（いじめ、不登校、児童虐待等に関するものを含む。）」を追加 <p>(2) 幼児教育センターの設置に伴う改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校課の所掌事務に「幼児教育に関すること（他の所掌に係るものを除く。）」を追加 <p>(3) 文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・附属機関「文化財保護審議会」に関する項ずれの規定整備 <p>2 公布日 平成31年3月29日</p> <p>3 施行期日 平成31年4月1日</p> <p>4 他の規則等との関連 なし</p>

富山県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則新旧対照表

現 行	改正案	備考
<p>第1条～第8条 略 (県立学校課)</p> <p>第9条 県立学校課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 県立学校等の学習指導、生徒指導及び進路の指導に関すること。</p> <p>(4)～(23) 略 (小中学校課)</p> <p>第10条 小中学校課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 小中学校等の学習指導、生徒指導及び進路の指導 _____に関するこ と。</p> <p>(4)～(11) 略 (新設)</p> <p>(12)～(14) 略</p> <p>第11条～第14条 略 (附属機関)</p> <p>第15条 法律若しくはこれに基づき政令又は条例の定めるところにより設置された附属機関の名称、所掌事務及び庶務を担当する室課又は機関名は、次のとおりとする。</p>	<p>第1条～第8条 略 (県立学校課)</p> <p>第9条 同左</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 県立学校等の学習指導、生徒指導及び進路 指導に関するこ と。</p> <p>(4)～(23) 略 (小中学校課)</p> <p>第10条 同左</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 小中学校等の学習指導、生徒指導、進路指導及び教育相談(い じめ、不登校、児童虐待等に関するものを含む。)に関するこ と。</p> <p>(4)～(11) 略</p> <p>(12) 幼児教育に関すること(他の所掌に係るものを除く。)</p> <p>(13)～(15) 略</p> <p>第11条～第14条 略 (附属機関)</p> <p>第15条 同左</p>	<p>規定整備</p> <p>児童虐待への対応 に伴うもの</p> <p>幼児教育センター の設置に伴うもの 新規事務の追加に 伴う規定整備</p>

名 称	所 掌 事 務	庶務を担当する 室課又は機関名
略	略	略
富山県文化 財保護審議 会	文化財保護法（昭和25年法 律第214号）第190条第2項 の規定により、文化財の保 存及び活用に関し、委員会 の諮問に答え、又は委員会 に意見を具申し、及びこの ために必要な調査研究を行 うことに関する事務	生涯学習・文化 財室
略	略	略
第16条～第61条 略		

名 称	所 掌 事 務	庶務を担当する 室課又は機関名
略	略	略
富山県文化 財保護審議 会	文化財保護法（昭和25年法 律第214号）第190条第3項 の規定により、文化財の保 存及び活用に関し、委員会 の諮問に答え、又は委員会 に意見を具申し、及びこの ために必要な調査研究を行 うことに関する事務	生涯学習・文化 財室
略	略	略
第16条～第61条 略		

文化財保護法の改
正に伴うもの

議案第 11 号

富山県教育職員免許状に関する規則一部改正の件

富山県教育職員免許状に関する規則の一部を次のように改正する。

平成 31 年 3 月 19 日 提 出

富山県教育委員会

教育長 渋谷 克 人

富山県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

富山県教育職員免許状に関する規則（昭和 43 年富山県教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条各号列記以外の部分中「附則第 12 項」を「附則第 11 項」に改め、同条第 4 号中「第 6 条第 1 項の表備考第 10 号若しくは第 11 号」を「第 2 条第 1 項の表備考第 9 号若しくは第 4 条第 1 項の表備考第 8 号」に、「第 10 条の表備考第 2 号」を「第 9 条の表備考第 3 号」に改め、同条第 8 号中「附則第 12 項」を「附則第 11 項」に改める。

別表第 1 の(1)のアの表中

「在職年数」	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する最低単位数		
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目

を

「在職年数」	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する最低単位数		
		領域に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目

に改める。

別表第 1 の(1)のイの表中

「在職年数」	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する最低単位数		
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目

を

「在職年数」	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する最低単位数		
		領域に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目

に改める。

別表第1の(1)のウの表中

「在職年数」	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する最低単位数		
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目

を

「在職年数」	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する最低単位数		
		領域に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目

に改める。

別表第1の(2)のアの表中

「在職年数」	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する最低単位数		
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目

を

「在職年数」	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する最低単位数		
		教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目

に改める。

別表第1の(2)のイの表中

「在職年数」	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する最低単位数		
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目

を

「在職年数」	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する最低単位数		
		教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教論の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目

に改める。

別表第1の(2)のウの表中

「在職年数」	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する最低単位数		
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目

を

「在職年数」	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する最低単位数		
		教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教論の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目

に改める。

別表第1の(3)のアの表中

「在職年数」	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する最低単位数		
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目

を

「在職年数」	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する最低単位数		
		教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教論の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目

に改める。

別表第1の(3)のイの表中

「在職年数」	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する最低単位数		
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目

を

「在職年数」	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する最低単位数		
		教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目

に改める。

別表第1の(3)のウの表中

「在職年数」	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する最低単位数		
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目

を

「在職年数」	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する最低単位数		
		教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目

に改める。

別表第1の(4)のアの表中

「在職年数」	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する最低単位数		
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目

を

「在職年数」	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する最低単位数		
		教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目

に改める。

別表第1の(4)のアの備考中「第5条第5項」を「第5条第6項」に、「教職に関する科目」を「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に改める。

別表第1の(4)のイの表中

「 在職 年数	最低修得 単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する最低単位数		
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目

を

「 在職 年数	最低修得 単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する最低単位数		
		教科に関する専門 的事項に関する科 目	各教科の指導法に 関する科目又は教 諭の教育の基礎的 理解に関する科目 等	大学が独自に設定する科目

に改める。

別表第1の(4)のウの表中

「 在職 年数	最低修得 単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する最低単位数		
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目

を

「 在職 年数	最低修得 単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する最低単位数		
		教科に関する専門 的事項に関する科 目	各教科の指導法に 関する科目又は教 諭の教育の基礎的 理解に関する科目 等	大学が独自に設定する科目

に改める。

別表第1の(5)のアの表中

「 在職 年数	最低修得 単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する最低単位数		
		養護に関する科目	教職に関する科目	養護又は教職に関する科目

を

「 在職 年数	最低修得 単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する最低単位数		
		養護に関する科目	養護教諭・栄養教 諭の教育の基礎的 理解に関する科目 等	大学が独自に設定する科目

に改める。

別表第1の(5)のイの表中

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する最低単位数		
		養護に関する科目	教職に関する科目	養護又は教職に関する科目

を

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する最低単位数		
		養護に関する科目	養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目

に改める。

別表第1の(6)の表中

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する最低単位数		
		管理栄養士学校指定規則別表第1に掲げる教育内容に係る科目	栄養に係る教育に関する科目	教職に関する科目

を

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する最低単位数		
		管理栄養士学校指定規則別表第1に掲げる教育内容に係る科目	栄養に係る教育に関する科目	養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等

に改める。

様式第17号を次のように改める。

教育職員免許状授与証明願

富 山 県
収 入 証 紙

年 月 日

富山県教育委員会 殿

本 籍 地
(都道府県名)
現 住 所

(都・道
府・県)

(〒) T E L

ふりがな
氏 名

生年月日

私は、次の免許状の授与を受けておりますが、その証明をしていただきたい
のでお願いいたします。

1 免許状の種類	
2 教 科	
3 免許状授与の 根 拠 規 定	
4 免許状授与年月日	
5 免許状の番号	

(注) 特別支援教育領域については、教科の欄に記入すること。

様式第 22 号中

事 項	開設者	修了(履修)年月日	対象免許種
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日	
教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項		年 月 日 年 月 日 年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

を

事 項	開設者	修了(履修)年月日	対象免許種
必修領域		年 月 日	
選択必修領域		年 月 日	
選択領域		年 月 日 年 月 日 年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

に改める。

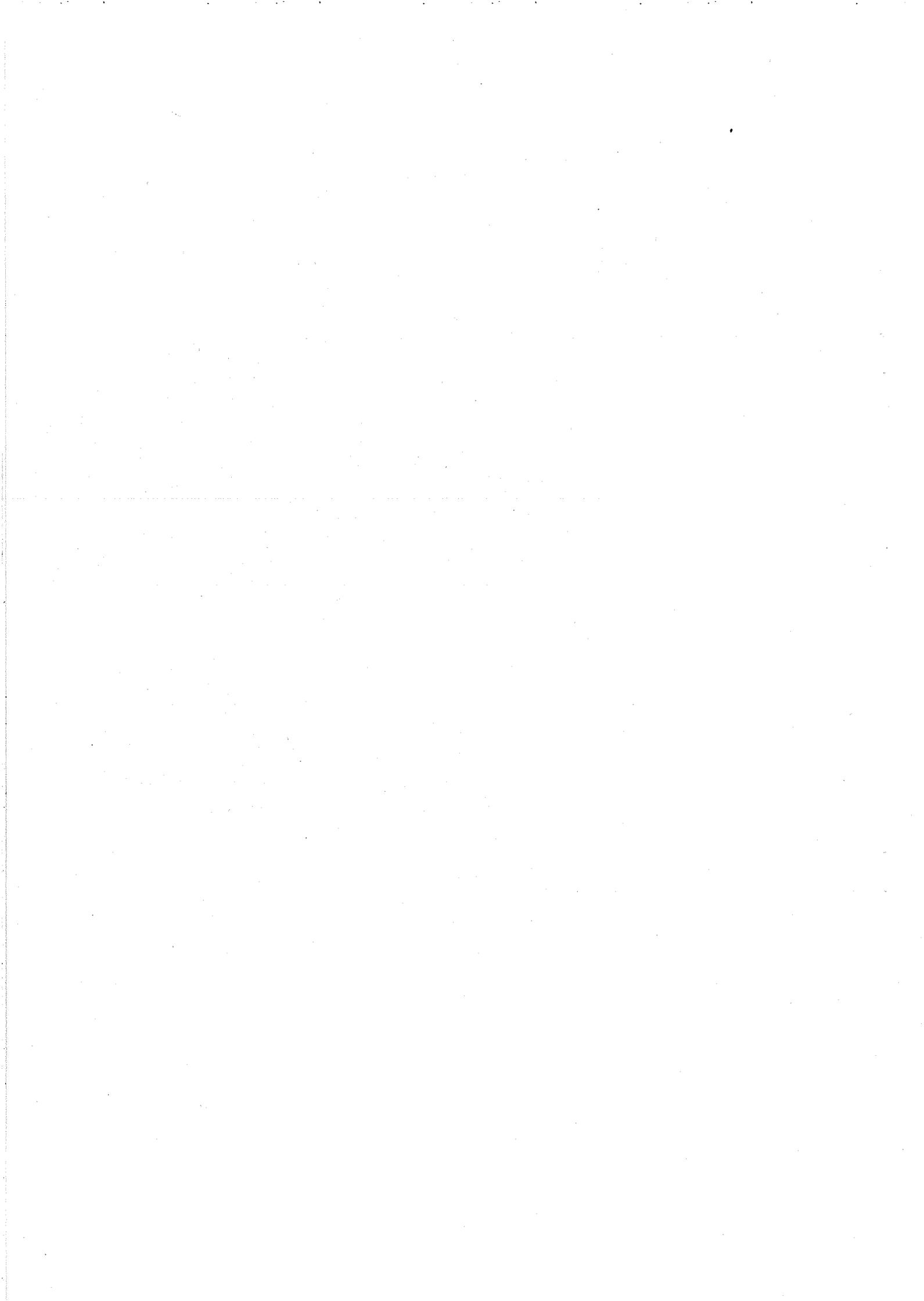
附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

富山県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案要綱

教育委員会教職員課

項 目	説 明
1 改正の趣旨、必要性	教育職員免許法施行規則等の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うもの。
2 規則案の内容	<p>(1) 第3条第1項及び第3条第1項第8号中「附則第12項」を「附則第11項」に改める。</p> <p>(2) 第3条第1項第4号中「施行規則第6条第1項の表備考第10号若しくは第11号」を「施行規則第2条第1項の表備考第9号若しくは第4条第1項の表備考第8号」に、「第10条の表備考第2号」を「第9条の表備考第3号」に改める。</p> <p>(3) 別表第1(1)の表中「教科に関する科目」を「領域に関する専門的事項に関する科目」に、「教職に関する科目」を「保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に改める。</p> <p>(4) 別表第1(2)、(3)及び(4)の表中「教科に関する科目」を「教科に関する専門的事項に関する科目」に、「教職に関する科目」を「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に改める。</p> <p>(5) 別表第1(4)ア備考中「免許法第5条第5項」を「免許法第5条第6項」に、「教職に関する科目」を「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に改める。</p> <p>(6) 別表第1(5)及び(6)の表中「教職に関する科目」を「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に改める。</p> <p>(7) 別表第1(1)、(2)、(3)及び(4)の表中「教科又は教職に関する科目」並びに別表第1(5)の表中「養護又は教職に関する科目」を「大学が独自に設定する科目」に改める。</p> <p>(8) 下記様式について所要の見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式第17号 ・様式第22号
3 施行期日等	平成31年4月1日



富山県教育職員免許状に関する規則の一部改正について

平成 31 年 3 月 19 日 教職員課

1. 富山県教育職員免許状に関する規則の一部改正について

(1) 教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則の改正

国は、より質の高い教員養成に向けて、教員養成課程を持つ各大学が、これからの教育を担う教員に求められる指導力を身に付けさせることができる教職課程を提供できるように、平成 27 年 7 月の中央教育審議会の答申を受け、平成 28 年 11 月に教育職員免許法（以下「法」）を、平成 29 年 11 月に教育職員免許法施行規則（以下「法施行規則」）を改正し、免許取得に必要な科目の名称を変更した。なお、改正法及び改正法施行規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行されることになっている。

(2) 富山県教育職員免許状に関する規則の改正

各都道府県教育委員会では、法及び法施行規則等に基づき、免許申請者が授与権者である県教育委員会に対し提出すべき書類の種類や様式等を、各都道府県「教育職員免許状に関する規則」として定めている。

今回の改正法及び改正法施行規則の施行に伴い、富山県教育職員免許状に関する規則（以下「規則」）内で使用している法施行規則で定められている免許取得に必要な科目を、改正法施行規則の表記に合わせるとともに、規則の中で引用する改正法の条項番号を改めるために改正するもの。

2. 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日

<参考 1> 学校種ごとの科目名の新旧対照表

学校種	旧		新	
	大項目	中項目	大項目	中項目
幼稚園	教科に関する科目	教科に関する科目	教科及び教職に関する科目	領域に関する専門的事項に関する科目
	教職に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目 教育の基礎理論に関する科目等 計 6 科目		保育内容の指導法に関する科目 教諭の教育の基礎的理解に関する科目等 計 4 科目
	教科又は教職に関する科目	教科又は教職に関する科目		大学が独自に設定する科目
小学校 中学校 高等学校	教科に関する科目	教科に関する科目	教科及び教職に関する科目	教科に関する専門的事項に関する科目
	教職に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目 教育の基礎理論に関する科目等 計 6 科目		各教科の指導法に関する科目 教諭の教育の基礎的理解に関する科目等 計 4 科目
	教科又は教職に関する科目	教科又は教職に関する科目		大学が独自に設定する科目
養護	教職に関する科目	教育の基礎理論に関する科目等 計 6 科目	養護及び教職に関する科目	養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等 計 3 科目
	養護又は教職に関する科目	養護又は教職に関する科目		大学が独自に設定する科目
栄養	教職に関する科目	教育の基礎理論に関する科目等 計 6 科目	栄養に係る教育及び教職に関する科目	養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等 計 3 科目
	栄養に係る教育又は教職に関する科目	栄養に係る教育又は教職に関する科目		大学が独自に設定する科目

<参考 2> 【規則抜粋】 小学校二種免許状を有する者が、小学校教諭一種免許状を取得する場合

旧					新				
別表第 1（第 11 条関係） (2) 小学校教員の免許状 イ 小学校二種免許状を有する者が、小学校教諭一種免許状を取得する場合					別表第 1（第 11 条関係） (2) 小学校教員の免許状 イ 小学校二種免許状を有する者が、小学校教諭一種免許状を取得する場合				
在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する最低単位数			在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する最低単位数		
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目			教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目
5	45	4	21	5	5	45	4	21	5
6	40	4	19	5	6	40	4	19	5
7	35	3	17	4	7	35	3	17	4
8	30	3	15	4	8	30	3	15	4
9	25	2	13	3	9	25	2	13	3
10	20	2	11	3	10	20	2	11	3
11	15	1	9	2	11	15	1	9	2
12	10	1	7	2	12	10	1	7	2

富山県教育職員免許状に関する規則新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>第3条 免許法第4条の2第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第2項、第16条の2第1項若しくは第2項、第16条の3第1項、第16条の4第1項、附則第8項若しくは附則第12項、昭和29年改正法附則第10項若しくは教育職員免許法等の一部を改正する法律(平成12年法律第29号)附則第2項若しくは附則第3項の規定により、免許状の授与を受けようとする者(教育職員検定による出願者を除く。)又は免許法第5条の2第3項の規定に基づき特別支援教育領域の追加を申し出る者(教育職員検定による出願者を除く。)は、次に掲げる書類を富山県教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 実務に関する証明書(様式第2号。施行規則第6条第1項の表備考第10号若しくは第11号、第7条第1項の表備考第4号又は第10条の表備考第2号の規定の適用を受けようとする者に限る。)</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>(8) 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書(免許法第5条第2項、第16条の2第2項、附則第8項若しくは附則第12項又は昭和29年改正法附則第10項の規定により免許状の授与を受けようとする者に限る。)</p> <p>第4条～第32条 (略)</p>	<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>第3条 免許法第4条の2第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第2項、第16条の2第1項若しくは第2項、第16条の3第1項、第16条の4第1項、附則第8項若しくは附則第11項、昭和29年改正法附則第10項若しくは教育職員免許法等の一部を改正する法律(平成12年法律第29号)附則第2項若しくは附則第3項の規定により、免許状の授与を受けようとする者(教育職員検定による出願者を除く。)又は免許法第5条の2第3項の規定に基づき特別支援教育領域の追加を申し出る者(教育職員検定による出願者を除く。)は、次に掲げる書類を富山県教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 実務に関する証明書(様式第2号。施行規則第2条第1項の表備考第9号若しくは第4条第1項の表備考第8号、第7条第1項の表備考第4号又は第9条の表備考第3号の規定の適用を受けようとする者に限る。)</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>(8) 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書(免許法第5条第2項、第16条の2第2項、附則第8項若しくは附則第11項又は昭和29年改正法附則第10項の規定により免許状の授与を受けようとする者に限る。)</p> <p>第4条～第32条 (略)</p>	<p>法改正による 条項の変更</p> <p>法改正による 条項の変更</p> <p>法改正による 条項の変更</p>

別表第1 (第11条関係)

(1) 幼稚園教員の免許状

ア 幼稚園助教諭臨時免許状を有する者が、幼稚園教諭二種免許状を取得する場合

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得すること		
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
6	45	5	30	
7	40	4	27	
8	35	4	24	
9	30	3	21	
10	25	3	18	
11	20	2	15	
12	15	2	12	
13	10	1	9	

別表第1 (第11条関係)

(1) 幼稚園教員の免許状

ア 幼稚園助教諭臨時免許状を有する者が、幼稚園教諭二種免許状を取得する場合

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得すること		
		領域に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目又はは教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目
6	45	5	30	
7	40	4	27	
8	35	4	24	
9	30	3	21	
10	25	3	18	
11	20	2	15	
12	15	2	12	
13	10	1	9	

法改正による
名称の変更

イ 幼稚園教諭二種免許状を有する者が、幼稚園教諭一種免許状を取得する場合（ウに規定する場合を除く。）

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得すること		
		要件に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
5	45	4	20	6
6	40	4	18	5
7	35	3	16	5
8	30	3	14	4
9	25	2	12	4
10	20	2	10	3
11	15	1	8	3
12	10	1	7	2

イ 幼稚園教諭二種免許状を有する者が、幼稚園教諭一種免許状を取得する場合（ウに規定する場合を除く。）

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得すること		
		要件に関する事項	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目
5	45	4	20	6
6	40	4	18	5
7	35	3	16	5
8	30	3	14	4
9	25	2	12	4
10	20	2	10	3
11	15	1	8	3
12	10	1	7	2

法改正による
名称の変更

ウ 幼稚園教諭二種免許状を有する者が、幼稚園教諭一種免許状を取得する場合、施行規則第 11 条の表備考第 3 号及び第 12 条の規定の適用を受けるとき

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得すること		
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
3	25	2	12	6
4	20	2	10	5
5	15	1	9	3
6	10	1	7	2

ウ 幼稚園教諭二種免許状を有する者が、幼稚園教諭一種免許状を取得する場合、施行規則第 11 条の表備考第 3 号及び第 12 条の規定の適用を受けるとき

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得すること		
		領域に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目
3	25	2	12	6
4	20	2	10	5
5	15	1	9	3
6	10	1	7	2

法改正による
名称の変更

(2) 小学校教員の免許状

ア 小学校助教諭臨時免許状を有する者が、小学校教諭二種免許状を取

得する場合

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得すること		
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
6	45	4	29	2
7	40	4	26	2
8	35	3	23	2
9	30	3	20	2
10	25	2	17	1
11	20	2	14	1
12	15	1	11	1
13	10	1	8	1

(2) 小学校教員の免許状

ア 小学校助教諭臨時免許状を有する者が、小学校教諭二種免許状を取

得する場合

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得すること		
		教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理	大学が独自に設定する科目
6	45	4	29	2
7	40	4	26	2
8	35	3	23	2
9	30	3	20	2
10	25	2	17	1
11	20	2	14	1
12	15	1	11	1
13	10	1	8	1

法改正による
名称の変更

イ 小学校教諭二種免許状を有する者が、小学校教諭一種免許状を取得する場合（ウに規定する場合を除く。）

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得すること		
		要件とする科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
5	45	4	21	5
6	40	4	19	5
7	35	3	17	4
8	30	3	15	4
9	25	2	13	3
10	20	2	11	3
11	15	1	9	2
12	10	1	7	2

イ 小学校教諭二種免許状を有する者が、小学校教諭一種免許状を取得する場合（ウに規定する場合を除く。）

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得すること		
		要件とする科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理	大学が独自に設定する科目
5	45	4	21	5
6	40	4	19	5
7	35	3	17	4
8	30	3	15	4
9	25	2	13	3
10	20	2	11	3
11	15	1	9	2
12	10	1	7	2

法改正による
名称の変更

ウ 小学校教諭二種免許状を有する者が、小学校教諭一種免許状を取得する場合で、施行規則第11条の表備考第3号及び第12条の規定の適用を受けるとき

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得すること		
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
3	25	2	13	5
4	20	2	11	4
5	15	1	9	3
6	10	1	7	2

ウ 小学校教諭二種免許状を有する者が、小学校教諭一種免許状を取得する場合で、施行規則第11条の表備考第3号及び第12条の規定の適用を受けるとき

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得すること			法改正による名称の変更
		教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理	大学が独自に設定する科目	
3	25	2	13	5	
4	20	2	11	4	
5	15	1	9	3	
6	10	1	7	2	

(3) 中学校教員の免許状

ア 中学校助教諭臨時免許状を有する者が、中学校教諭二種免許状を取得する場合

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得すること		
		要件に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
6	45	10	21	4
7	40	9	19	4
8	35	8	17	3
9	30	7	15	3
10	25	6	12	2
11	20	5	10	2
12	15	4	8	1
13	10	3	6	1

(3) 中学校教員の免許状

ア 中学校助教諭臨時免許状を有する者が、中学校教諭二種免許状を取得する場合

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得すること		
		要件に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理	大学が独自に設定する科目
6	45	10	21	4
7	40	9	19	4
8	35	8	17	3
9	30	7	15	3
10	25	6	12	2
11	20	5	10	2
12	15	4	8	1
13	10	3	6	1

法改正による
名称の変更

イ 中学校教諭二種免許状を有する者が、中学校教諭一種免許状を取得する場合（ウに規定する場合を除く。）

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得すること		
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
5	45	10	16	4
6	40	9	14	4
7	35	8	13	3
8	30	7	11	3
9	25	6	10	3
10	20	5	8	3
11	15	4	7	2
12	10	3	5	2

イ 中学校教諭二種免許状を有する者が、中学校教諭一種免許状を取得する場合（ウに規定する場合を除く。）

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得すること		
		教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理	大学が独自に設定する科目
5	45	10	16	4
6	40	9	14	4
7	35	8	13	3
8	30	7	11	3
9	25	6	10	3
10	20	5	8	3
11	15	4	7	2
12	10	3	5	2

法改正による
名称の変更

ウ 中学校教諭二種免許状を有する者が、中学校教諭一種免許状を取得する場合で、施行規則第11条の表備考第3号又は第4号及び第12条の規定の適用を受けるとき

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得すること		
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
3	25	6	10	4
4	20	5	8	3
5	15	4	7	3
6	10	3	5	2

ウ 中学校教諭二種免許状を有する者が、中学校教諭一種免許状を取得する場合で、施行規則第11条の表備考第3号又は第4号及び第12条の規定の適用を受けるとき

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得すること		
		教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目
3	25	6	10	4
4	20	5	8	3
5	15	4	7	3
6	10	3	5	2

法改正による
名称の変更

(4) 高等学校教員の免許状

ア 高等学校助教諭臨時免許状を有する者が、高等学校教諭一種免許状を取得する場合

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得すること		
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
5	45	10	12	8
6	40	9	11	7
7	35	8	10	7
8	30	7	9	6
9	25	6	7	5
10	20	5	6	4
11	15	4	5	4
12	10	3	4	3

備考 大学に2年以上在学し、62単位以上を修得した者又は高等専門学校を卒業した者で、免許法第5条第5項の規定により、高等学校助教諭臨時免許状の授与を受けたものであり、かつ、大学又は高等専門学校において教職に関する科目について4単位以上を修得していないものであるときは、この表の教職に関する科目の単位の欄に掲げる単位数に、4単位に不足する単位数を加えて修得しなければならない。

(4) 高等学校教員の免許状

ア 高等学校助教諭臨時免許状を有する者が、高等学校教諭一種免許状を取得する場合

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得すること		
		教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目
5	45	10	12	8
6	40	9	11	7
7	35	8	10	7
8	30	7	9	6
9	25	6	7	5
10	20	5	6	4
11	15	4	5	4
12	10	3	4	3

備考 大学に2年以上在学し、62単位以上を修得した者又は高等専門学校を卒業した者で、免許法第5条第6項の規定により、高等学校助教諭臨時免許状の授与を受けたものであり、かつ、大学又は高等専門学校において各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等について4単位以上を修得していないものであるときは、この表の各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位の欄に掲げる単位数に、4単位に不足する単位数を加えて修得しなければ

法改正による
名称の変更

規定整備

法改正による
名称の変更

ばならない。

イ アの規定の適用を受ける者のうち、昭和29年改正法附則第8項の規定により、高等学校教諭一種免許状を取得する場合

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得すること		
		要件に関する科目	教職に関する科目	教職又は教職に関する科目
10	90	20	24	16
11	85	19	23	15
12	80	18	21	14
13	75	17	20	14
14	70	16	19	13
15	65	15	18	12
16	60	14	17	11
17	55	13	15	10
18	50	12	14	10
19	45	10	13	9
20	40	9	11	8
21	35	8	10	7
22	30	7	9	6
23	25	6	8	5
24	20	5	7	5
25	15	4	5	4
26	10	3	4	3

イ アの規定の適用を受ける者のうち、昭和29年改正法附則第8項の規定により、高等学校教諭一種免許状を取得する場合

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得すること		
		要件に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理	大学が独自に設定する科目
10	90	20	24	16
11	85	19	23	15
12	80	18	21	14
13	75	17	20	14
14	70	16	19	13
15	65	15	18	12
16	60	14	17	11
17	55	13	15	10
18	50	12	14	10
19	45	10	13	9
20	40	9	11	8
21	35	8	10	7
22	30	7	9	6
23	25	6	8	5

法改正による名称の変更

24	20	5	7	5
25	15	4	5	4
26	10	3	4	3

ウ 高等学校助教諭臨時免許状を有する者が、高等学校教諭一種免許状を取得する場合で、施行規則第 11 条の表備考第 3 号及び第 12 条の規定の適用を受けるとき

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得すること		
		要件とする最低修得単位数	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理	大学が独自に設定する科目
3	25	5	7	8
4	20	4	6	6
5	15	4	5	5
6	10	3	4	3

法改正による
名称の変更

ウ 高等学校助教諭臨時免許状を有する者が、高等学校教諭一種免許状を取得する場合で、施行規則第 11 条の表備考第 3 号及び第 12 条の規定の適用を受けるとき

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得すること		
		要件とする最低修得単位数	教科又は教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
3	25	5	7	8
4	20	4	6	6
5	15	4	5	5
6	10	3	4	3

備考 アの表の備考欄の規定は、この表の規定により高等学校教諭一種免許状の授与を受けようとする者について準用する。

備考 アの表の備考欄の規定は、この表の規定により高等学校教諭一種免許状の授与を受けようとする者について準用する。

(5) 養護教員の免許状

ア 養護助教諭臨時免許状を有する者が、養護教諭二種免許状を取得する場合

場合

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得すること		
		養護に関する科目	教職に関する科目	養護又は教職に関する科目
6	30	14	8	2
7	25	12	7	2
8	20	10	6	1
9	15	8	5	1
10	10	6	4	

イ 養護教諭二種免許状を有する者が、養護教諭一種免許状を取得する場合

場合

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得すること		
		養護に関する科目	教職に関する科目	養護又は教職に関する科目
3	20	8	6	2
4	15	7	5	1
5	10	6	4	

(5) 養護教員の免許状

ア 養護助教諭臨時免許状を有する者が、養護教諭二種免許状を取得する場合

場合

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得すること		
		養護に関する科目	養護教諭・栄養教諭の教育的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目
6	30	14	8	2
7	25	12	7	2
8	20	10	6	1
9	15	8	5	1
10	10	6	4	

イ 養護教諭二種免許状を有する者が、養護教諭一種免許状を取得する場合

場合

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得すること		
		養護に関する科目	養護教諭・栄養教諭の教育的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目
3	20	8	6	2
4	15	7	5	1

法改正による
名称の変更

法改正による
名称の変更

5	10	6	4
---	----	---	---

(6) 栄養教員の免許状

栄養教諭二種免許状を有する者が、栄養教諭一種免許状を取得する場合

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得すること			養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的的理解に関する科目等
		管理栄養士学校指定規則別表第1に掲げる教育内容に係る科目	栄養に係る教育に関する科目	栄養に係る教育に関する科目	
3	40	32	2	6	6
4	35	27	2	6	6
5	30	22	2	6	6
6	25	17	2	6	6
7	20	12	2	6	6
8	15	7	2	6	6
9	10	2	2	6	6

法改正による
名称の変更

(6) 栄養教員の免許状

栄養教諭二種免許状を有する者が、栄養教諭一種免許状を取得する場合

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得すること			教職に関する科目
		管理栄養士学校指定規則別表第1に掲げる教育内容に係る科目	栄養に係る教育に関する科目	栄養に係る教育に関する科目	
3	40	32	2	6	6
4	35	27	2	6	6
5	30	22	2	6	6
6	25	17	2	6	6
7	20	12	2	6	6
8	15	7	2	6	6
9	10	2	2	6	6

別表第2 (略)
様式第1号～様式第16号 (略)

別表第2 (略)
様式第1号～様式第16号 (略)

様式第 17 号 (第 13 条関係)

様式第 17 号 (第 13 条関係)

教育職員免許状授与証明願

富山県
収入証紙

富山県教育委員会 殿

年 月 日

(都・道
府・県)

本 籍 地
(都道府県名)
現住所 (郵便番号)

電話番号

ふりがな
氏 名
生年月日

私は、次の免許状の授与を受けているので証明願います。

免 許 状 種 類	
教科、事項又は領域	
免 許 状 番 号	
授 与 年 月 日	
追加した領域及び	領域名
追 加 年 月 日	追加年月日
根 拠 規 定	
有効期間の満了日 (修了確認期限)	
備 考	

様式第 17 号 (第 13 条関係)

様式第 17 号 (第 13 条関係)

教育職員免許状授与証明願

富山県
収入証紙

富山県教育委員会 殿

年 月 日

(都・道
府・県)

本 籍 地
(都道府県名)
現住所

(〒) TEL

ふりがな
氏 名
生年月日

私は、次の免許状の授与を受けておりますが、その証明をしていただきたいのでお願いいたします。

1 免 許 状 の 種 類	
2 教 科	
3 免 許 状 授 与 の 根 拠 規 定	
4 免 許 状 授 与 年 月 日	
5 免 許 状 の 番 号	

(注) 特別支援教育領域については、教科の欄に記入すること。

修正漏れ

様式第 18 号～様式第 21 号 (略)

様式第 18 号～様式第 21 号 (略)

様式第 22 号 (第 19 条関係)

様式第 22 号 (第 19 条関係)

有効期間更新申請書 (免許状更新講習の修了によるもの)

富山県
収入証紙

富山県教育委員会 殿

年 月 日

本籍地	都・道 府・県	現住所 (郵便番号) 電話番号
ふりがな	生年月日	
氏 名		
勤務 (予定) 校・ 機関	職 名	

教育職員免許法第 9 条の 2 第 1 項の規定に基づき、有効期間の更新を申請します。

(有する免許状)

免許状の種類 (教科・特別支援教育領域)	番号	授与年月日	授与権者	免許状に 記載の氏名	免許状に 記載の本籍地

(修了又は履修した免許状更新講習)

事 項	開設者	修了(履修)年月日	対象免許種
教職についての省察並びに子ども の变化、教育政策の動向及び学校 の内外における連携協力について の理解に関する事項		年 月 日	/
教科指導、生徒指導その他教育の 充実に関する事項		年 月 日 年 月 日 年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

(注) 氏名は、戸籍に記載されている文字を用いて本人が自署し、又は記名押印すること。

様式第 23 号～様式第 28 号 (略)

様式第 22 号 (第 19 条関係)

様式第 22 号 (第 19 条関係)

有効期間更新申請書 (免許状更新講習の修了によるもの)

富山県
収入証紙

富山県教育委員会 殿

年 月 日

本籍地	都・道 府・県	現住所 (郵便番号) 電話番号
ふりがな	生年月日	
氏 名		
勤務 (予定) 校・ 機関	職 名	

教育職員免許法第 9 条の 2 第 1 項の規定に基づき、有効期間の更新を申請します。

(有する免許状)

免許状の種類 (教科・特別支援教育領域)	番号	授与年月日	授与権者	免許状に 記載の氏名	免許状に 記載の本籍地

(修了又は履修した免許状更新講習)

事 項	開設者	修了(履修)年月日	対象免許種
必修領域		年 月 日	/
選択必修領域		年 月 日	/
選択領域		年 月 日 年 月 日 年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

(注) 氏名は、戸籍に記載されている文字を用いて本人が自署し、又は記名押印すること。

様式第 23 号～様式第 28 号 (略)

規定整備

第四次「富山県子ども読書活動推進計画」の概要

平成31年3月19日

生涯学習・文化財室

1 第四次「富山県子ども読書活動推進計画」

平成30年3月文部科学省策定の第四次基本計画に基づき、現行の第三次推進計画を見直し、今後おおむね5年間（平成31年度～）にわたる施策の基本的方針と具体的な方策を明らかにするもの。

2 現状と課題

(1) 1か月に一冊も本を読まない子供（不読者）が依然として多い。

【全国調査】平成29年度：小学生 5.6%、中学生 15.0%、高校生 50.4%

(2) 年齢が上がることで「読書離れ」が進行していることがうかがわれる。

※「図書館を利用しない」理由について、「読書に興味がない、読書の習慣がない」と回答した割合

【富山県調査】平成29年度：中学生 30.5%、高校生 33.6%

3 主な見直しのポイント（第三次計画からの変更）

(1) 「基本理念」と二つの「基本方針」を位置付け

(2) 子供の発達の段階に応じた「取組事例」を掲載

4 基本的な方針（p5～p6）

〈基本理念〉 富山県の子供たちが、自主的に読書活動を行うことができるよう、家庭・地域・学校等の連携を深め、積極的にそのための環境の整備を推進します。

〈基本方針Ⅰ〉 子供の発達の段階に応じた読書活動の推進

〈基本方針Ⅱ〉 家庭・地域・学校等を通じた社会全体での取組の推進

5 策定手順

富山県子ども読書活動推進会議（会長：宗 孝文富山大学名誉教授、ほか委員14名（p34））を年3回（5、10、2月）開催し、意見をとりまとめた。

6 今後の予定

3月19日（火）教育委員会にて新計画（冊子）を配布、報告

3月22日（金）関係先に新計画（冊子）を配布（配布冊数2,000部）

（配布先：幼稚園・保育所・認定こども園、小・中・高等学校、特別支援学校、

図書館、公民館、児童館、読書支援グループ、関係機関 他）

県教育委員会のホームページに掲載

国重要文化財「石黒信由関係資料」の追加指定について

3 月 18 日に開催された国の文化審議会において、本県の国重要文化財「石黒信由関係資料」について追加指定するよう文部科学大臣に答申がされましたのでご報告いたします。

1 文化財の概要

- (1) 名 称 いしくろのぶよし 石黒信由関係資料
- (2) 所有者 一般財団法人 高樹会（射水市新湊博物館へ保管寄託）
- (3) 員 数 6, 392 点（今回追加指定 2, 630 点）
- (4) 文化財の特色

石黒信由とその子孫が作成した地図類、算学や航海術に関する著書類や記録類、測量器具などの関係資料。江戸時代の測量、地図作成の経緯や、技術の実際を具体的に示す基本史料として重要なものであり、江戸時代の学者の関係遺品としては現存する全国の資料の中でも、極めて希少なものと評価されている。

これまで初代信由の資料が中心であったが、今回、信由の事績を継承したのぶやす信易ほか子孫三代の事績が判明したため、その資料を追加指定したもの

2 追加指定の意義

- (1) 我が国を代表する算学家・測量家である石黒家の事績に関し、まとまった遺品類であり、ふるさと教育の重要な資産のひとつとなること。
- (2) 富山県及び射水市の文化遺産の新たな魅力として、広く情報発信することができる。

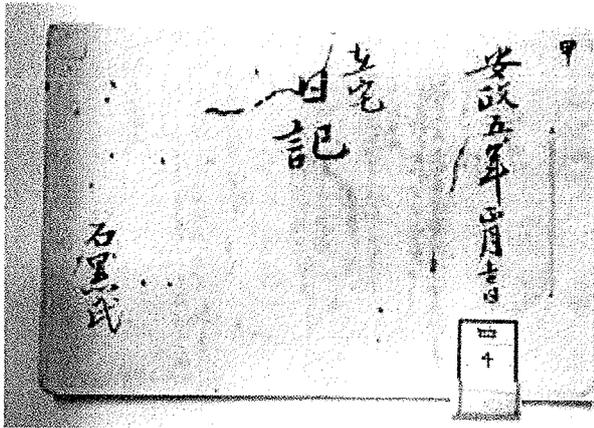
3 その他

- (1) 今回は追加指定のため国指定文化財の総件数（107 件）に変更はない。

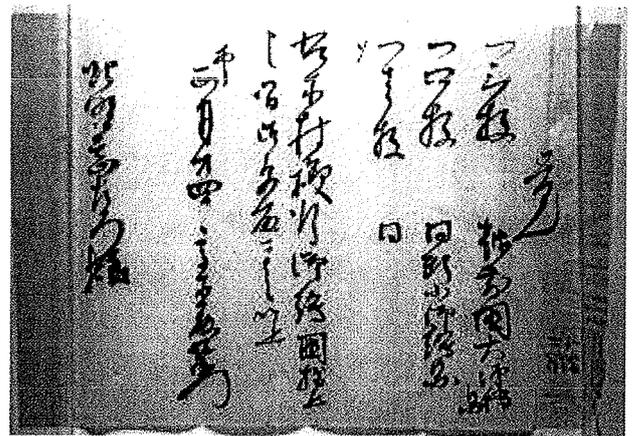
【参考】県内の重要文化財（歴史資料）

	名 称	所在市町	指定年月日
1	石黒信由関係資料	射水市	昭和 59 年 6 月 6 日 平成 10 年 6 月 30 日追加指定

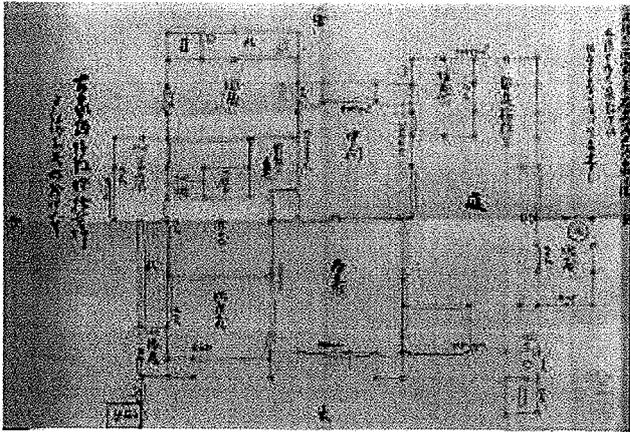
(2) 主な追加指定資料



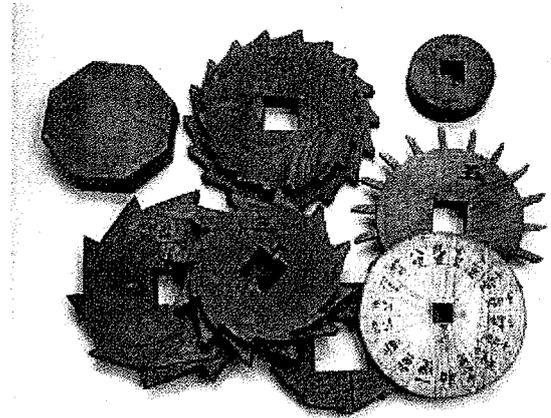
安政5年 石黒信基在宅日記 (県指定)



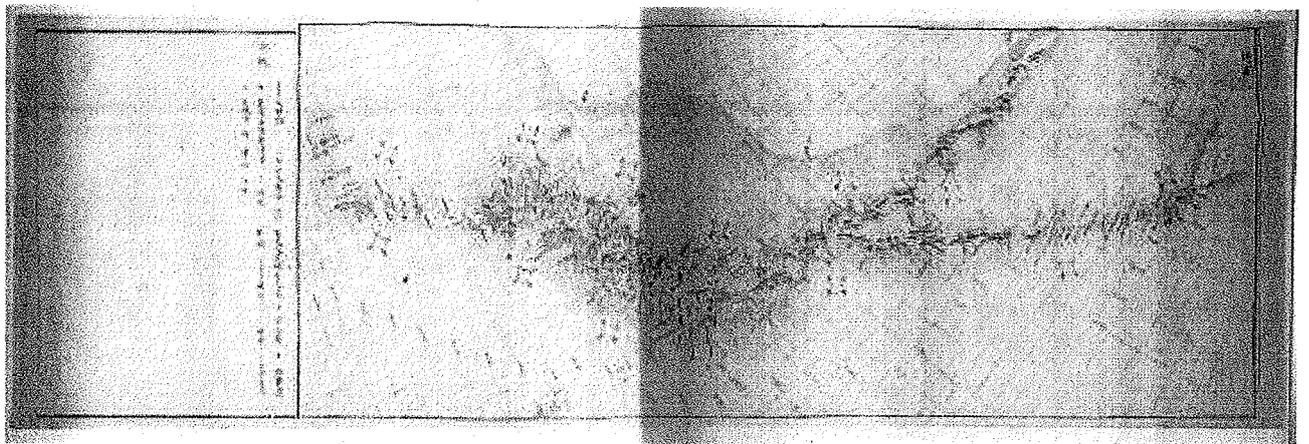
改作奉行木村様行御絵図請取依頼状 (信基書状)
(県指定)



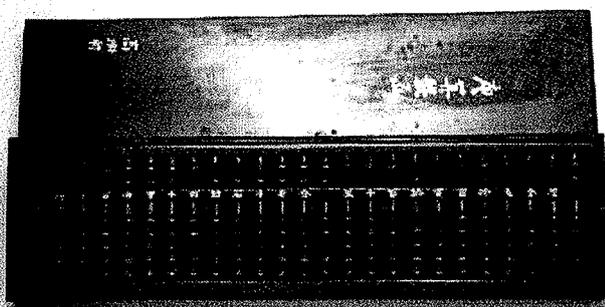
石黒藤右衛門家之図 (県指定)



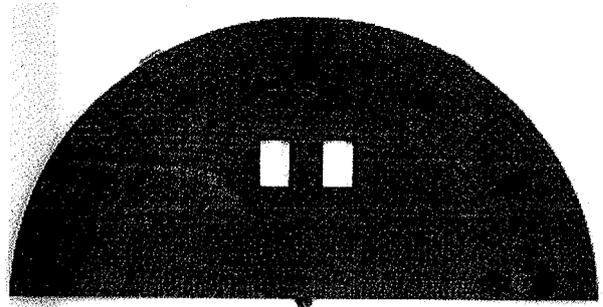
量程車部品 (距離測定器) (県指定)



皇国総海岸図 日本総図写 (県指定)



算盤 石黒信由使用 (県指定)



-34- 逆地割板 (分度器・定木) (未指定)

国の登録有形文化財（建造物）の登録について

3 月 19 日に開催された国の文化審議会において、本県の次の建造物を国の登録文化財（建造物）に登録するよう文部科学大臣に答申がされましたのでご報告いたします。

1 登録の概要

(1) 名 称 富田家住宅長屋門、味噌倉、旧土蔵、新土蔵

所在地／所有者	南砺市安居 188 番 1／個人所有	
建築年代	長屋門 北土蔵 味噌蔵・南土蔵	江戸後期建設／江戸末期、昭和前期移築 明治前期建設 昭和前期建設
特徴等	<ul style="list-style-type: none"> ・富田家は、戦国時代の武士の末裔で、江戸時代初期に当地に屋敷地を構えた当地屈指の旧家である。 ・長屋門は正面に厳かな趣を添え、土蔵群は屋敷構えを重厚に見せている ・主屋は平成 16 年に登録済であり、今回の登録で敷地内の歴史的建造物はすべて登録文化財の登録となる 	

(2) 名 称 桂湯

所在地／所有者	南砺市城端字大工町 590 番地／個人所有
建築年代	昭和 5 年(1930)建設／昭和 37 年、昭和 41 年、昭和 52 年改築
特徴等	<ul style="list-style-type: none"> ・善徳寺門前町の景観に彩りを添える洋風意匠の建物である ・脱衣場棟、浴場棟、住居棟からなり、脱衣場棟は木造二階建てのいわゆる「看板建築」である <p>【看板建築…関東大震災後の一時期、木造 2～3 階建て建物の正面外壁を銅板やモルタルなどの耐火材で覆い、耐火性と洋風の装飾性を持たせた店舗併用の都市型住居】</p>

(3) 名 称 吉江地区招魂社（旧吉江小学校奉安殿）

所在地／所有者	南砺市南砺市荒木 725 番／吉江自治振興会
建築年代	昭和 5 年(1930)建設／昭和 21 年頃解体、昭和 32 年移築
特徴等	<ul style="list-style-type: none"> ・西洋古典様式基調の上質かつ重厚なつくりの石造建築物である <p>【西洋古典様式の部分…各柱の柱礎と柱頭、柱頭上部の帯状装飾や蛇腹状廻り縁）、エンタシス様の膨らみのある柱身など】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「竹内源蔵記念館（旧小杉町役場庁舎）」(H16 登録済)などの公共建築を手掛けた宮浦才一郎による設計である

2 登録の意義

- (1) 所有者のみならず、県民が、地域の身近な文化資産の価値や魅力を再発見・再認識するとともに、地域の宝・誇りとして末永く保存・継承していくための契機となる。
- (2) 地域固有の優れた歴史的・文化的な資源が保存されることで、住民主体でまちづくりや観光などへの積極的な活用の推進に繋がることが期待される。

【参 考】これまでの県内の登録文化財(建造物)

※今回の登録で県内の登録文化財（建造物）総数は合計 66 箇所 138 件となる。



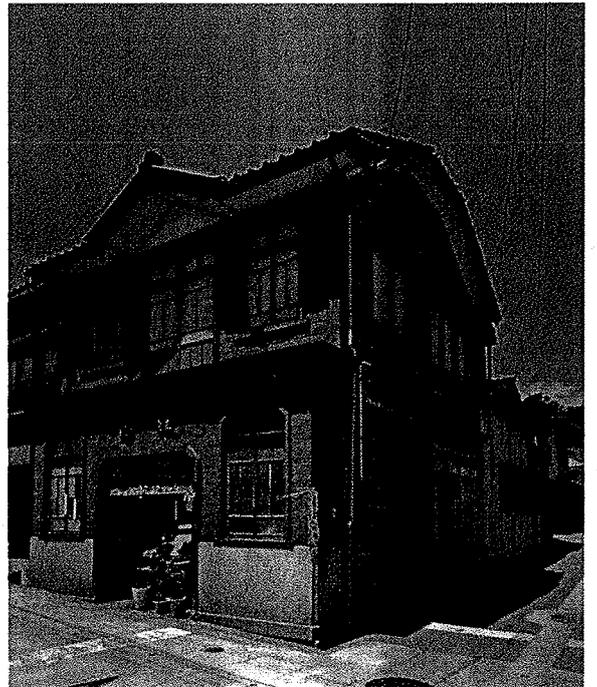
富田家住宅 長屋門（後方の主屋は登録済）



富田家住宅 北土蔵



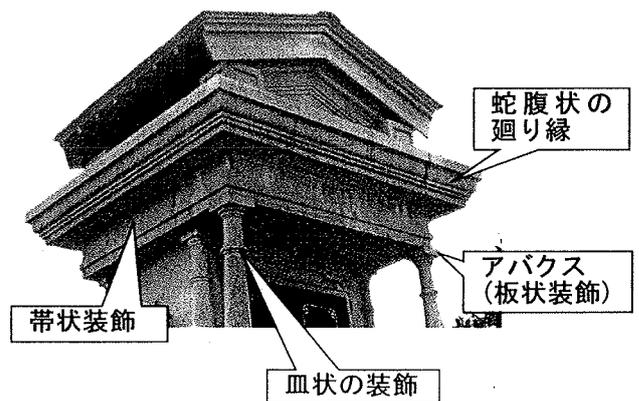
桂湯 木造二階建て洋風意匠の正面



桂湯 脱衣場棟及び浴場棟



吉江地区招魂社（旧吉江小学校奉安殿）



西洋古典様式基調の柱頭上部の意匠

平成31年度富山県立学校入学者選抜の受検状況・合格状況等について

平成31年3月19日
県立学校課

このことについて、次のとおり報告いたします。

1 県立高等学校全日制の課程

(1) 一般入学者選抜

学校・学科数 38校86学科
 募集人数 5,719名 (推薦を含む募集定員6,781名)
 志願者数 6,346名 (志願倍率1.11倍)
 本検査受検者数 6,323名
 追検査受検者数 1名
 合格者数 6,623名 (推薦入学合格内定者を含む)

(2) 第2次選抜

学校・学科数 11校17学科 (30年度12校15学科 29年度9校16学科)
 募集定員 158名 (30年度159名 29年度116名)
 志願者数 名 (志願倍率 倍)

2 県立高等学校定時制の課程

(1) 単位制前期第1次選抜

学校・学科数 5校12学科
 募集定員 約840名
 志願者数 322名
 受検者数 315名
 合格者数 286名

(2) 単位制前期第2次選抜・単位制以外第1次選抜

学校・学科数 6校15学科
 募集定員 約675名
 志願者数 名

3 県立高等学校通信制の課程

学校・学科数 1校2学科
 募集定員 約300名
 志願者数 名

4 県立特別支援学校高等部・幼稚部入学者選抜

(1) 高等部A日程

① 第1次選抜

学校数 5校
 募集定員 72名
 志願者数 62名
 受検者数 62名
 合格者数 62名

(2) 高等部B日程・幼稚部

① 第1次選抜

	高等部	高等部 (訪問教育)	幼稚部
学校数	10校	5校	3校
募集人員(定員)	約208名	若干名	若干名
志願者数	99名	1名	5名
受検者数	99名	1名	5名
合格者数	99名	1名	5名

② 第2次選抜

	高等部	幼稚部
学校数	10校	3校
募集人員(定員)	若干名	若干名
志願者数	名	名

高岡商業高等学校における平成31年度県立高等学校全日制の課程
入学者選抜学力検査英語聞き取りテストの中止について

- 1 3月8日（金）に実施した平成31年度県立高等学校全日制の課程入学者選抜学力検査英語聞き取りテストにおいて、高岡商業高校で放送トラブルがあり、同校では英語聞き取りテストを中止しました。
- 2 同校の全検査室において、聞き取りテスト開始直後から放送の音が大きくなったり、小さくなったりを繰り返す状況であったため、マニュアルに従い同校では英語聞き取りテストを中止しました。受検生に目立った混乱は見られませんでした。
- 3 同校では、富山県立高等学校入学者選抜実施要領の規定に基づき、英語聞き取りテスト部分を除いて40点に換算することになります。
- 4 放送音が大きくなったり、小さくなったりした原因については、現在調査中です。
- 5 県教育委員会としては、受検生の皆さんにお詫びするとともに、今後このような事態が生じないよう原因を調査し、適切な対策を講じてまいりたいと考えております。

平成31年3月19日

小中学校課

魚津市立小学校の設置及び廃止について

1 設置する学校

学校名、位置及び設置年月日

学校名	位置	設置年月日
魚津市立星の杜小学校	魚津市住吉203番地	平成31年4月1日

2 廃止する学校

(1) 学校名、位置及び廃止年月日

学校名	位置	廃止年月日
魚津市立住吉小学校	魚津市住吉203番地	平成31年3月31日
魚津市立上中島小学校	魚津市吉野1263番地	平成31年3月31日
魚津市立松倉小学校	魚津市鹿熊11番地	平成31年3月31日

(2) 廃止の理由

小学校の統合による。

(3) 児童の処置

新設する星の杜小学校へ通学する。

参 考

今後の教育委員会等の日程について

- 平成 31 年 4 月 8 日 (月) 16:15 予定
教育委員会 (教育委員会室)